

仕様書

1 件名

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）ホスト放送局業務委託

2 業務目的

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下「本大会」という。）において、ホスト放送局（以下「HB」という。）の業務である国際映像の制作・配信、国際放送センター（以下「IBC」という。）の設置・運営、放送権者（以下「RHB」という。）へのサービス提供等の業務を行う。この業務を通じて、RHBの放送・配信につなげることを目的とする。

3 当事者

本仕様書に記載する「発注者」とは公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会とし、「受注者」は本業務の受託者を指すものとする。

4 契約期間

契約締結日から 2026 年 12 月 18 日（金）までとする。

5 業務内容

受注者は以下の（1）～（4）の業務を行う。

※本大会での国際映像制作に係る期間は 2026 年 9 月 13 日（日）から 10 月 4 日（日）までである。

※LIVE制作は開閉会式および 27 競技 32 種別（31 会場）。

ENG制作は 13 競技 20 種別（19 会場）。

上記以外に本契約とは別契約として、LIVE制作：7 会場、ENG制作：1 会場の映像・音声制作を予定している。

※LIVE・ENG制作数は発注者の指示により変更する場合がある。（eスポーツについては、競技詳細決定後にLIVE制作として本業務に追加する。）受注者は本契約をもって当該変更承諾する。

(1) HB管理業務

以下の業務を実施すること。※詳細は別紙 1-2 参照

ア マスタープラン・実施計画の作成と事前準備

(ア) 機材とスタッフの調達

(イ) 会場視察

(ウ) 独立放送監査（以下「ITA監査」という。）対応

(エ) 事前準備に伴う常駐スタッフの手配

イ RHBとのコミュニケーション

(ア) 放送レートカードの作成とブッキング計画・実施（受付）

(イ) 世界放送者会議（以下「WBM」という。）の開催（2回開催）

(ウ) 大会期間中のデイリーブリーフィングの実施

(エ) デイリーレポートと大会終了後の報告書作成

ウ その他ステークホルダーとの調整

(ア) OCA、発注者、大会パートナー等との調整

(イ) 別契約となる映像・音声制作業務の受注者（以下「別契約受注者」という。）との調

整

(2) IBC (International Broadcast Centre) の計画と運営

以下の諸室の設置・運営や対応をすること。

※詳細は別紙 1-3 参照

- ア CDT (Contribution Distribution Transmission)
- イ Telecoms Office
- ウ CSC (Commentary Switching Centre)
- エ QCR (Quality Control Room)
- オ CER (Central Equipment Room)
- カ Logging & Highlights Centre
- キ 映像の保存と納品
- ク Booking Office
- ケ RHB専用のユニラテラルスペース
- コ MMC (Main Media Centre) の整備及び運営への協力
- サ ビューティーフィード

(3) 映像・音声の制作

以下の映像・音声を制作すること。※詳細は別紙 1-4 参照

- ア LIVEベニュープロダクション
- イ ENGベニュープロダクション
- ウ ハイライトプロダクション

(4) 競技会場の放送エリアの運営

以下のエリアの運営をすること ※詳細は別紙 1-5 参照

- ア カメラポジション
- イ コメンタリーポジション
- ウ 放送コンパウンド
- エ テクニカルエリア
- オ アナウンスプラットフォーム・プレゼンテーションスタジオ
- カ ミックスゾーン

※上記 (1) ~ (4) に関する組織委員会の役割については別紙 1-6 のとおり。

6 事業計画書

受注者は業務内容、スケジュール及び実施体制を示す「事業計画書」を作成の上、本契約締結後 2 週間以内に発注者に提出し、承認を得ること。

7 協議・打合せの実施

- (1) 定例ミーティングの開催：月 1 回以上
- (2) 独立放送監査 (ITA 監査) 対応
 - ・ 2025 年 5 月頃 (予定)
 - ・ 2025 年 9 月頃 (予定)
 - ・ 2026 年 3 月頃 (予定)
 - ・ 2026 年 8 月頃 (予定)

(3) WBM対応

- ・2025年10月7～8日（予定）
- ・2026年3月のうち2日間（予定）

8 成果物の納品

本業務の成果物は、以下のとおりに納品するものとする。
 なお、納品の際に、併せて発注者に対して内容を説明すること。
 また、提出物はすべて英語で制作すること。

(1) 成果物及び納期

項目	成果物	納期	納品先
5 (1)	マスタープラン	2025年5月、8月、 2026年2月、7月	組織委員会
5 (1)	実施計画	2025年5月、8月 2026年2月、7月	組織委員会
6	事業計画書	契約締結日から2週間以内	組織委員会
別紙1-2 ア. (ウ)	大会準備状況のプ レゼンテーション	各IT A監査の1週間前	組織委員会
別紙1-2 イ. (ア)	ブッキング実施計 画	2025年8月～9月	組織委員会
別紙1-2 イ. (ア)	放送レートカード v e r . 1	2025年9月	組織委員会
別紙1-2 イ. (ア)	プレゼンテーショ ン	各WBMの1週間前	組織委員会
別紙1-2 イ. (イ)	放送インフォメー ションマニュアル	2025年8月～9月	組織委員会
別紙1-2 イ. (イ)	放送ハンドブック	2026年2月	組織委員会
別紙1-2 イ. (イ)	上記2項目にかか る参考資料	2025年8月～9月 2026年2月	組織委員会
別紙1-2 イ. (エ)	デイリーレポート	毎日	O C A、組織委員会
別紙1-2 イ. (エ)	最終報告書	大会終了後30日以内	O C A、組織委員会
別紙1-3 イ. (キ)	映像制作データ	閉会式終了後14日以内	O C A 2部、 組織委員会1部

なお、詳細な日程については契約締結後に発注者及び受注者の協議した上で発注者が決定するものとする。

(2) 規格等

納品は、電子データ版（CD-R等の電子媒体、マイクロソフト社製Word、Excelにより編集可能な形式、PDF）とし、下記（3）に示す場所に納入すること。

(3) 納入場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号（東大手庁舎）

※デイリーレポート、最終報告書、映像制作データについてはO C Aにも提出をする。

9 留意事項

- (1) この仕様に定める業務の他、発注者は本業務を履行するために必要であり、かつ、やむを得ないと認めるときは受注者と協議の上、仕様書の内容を変更または追記することができる。この変更によって本業務の業務内容が一部削除された場合、発注者は契約金額を変更することができる。この場合において契約金額の減少による受注者の契約解除権は発生しない。
- (2) 受注者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に発注者と連絡調整を行うこと。
- (3) 受注者は、本業務の実施・運営に際し、発注者や業務を遂行するにあたり関係する機関との連携・調整を行うこと。なお、トラブル等が発生した場合は、速やかに発注者と連絡が取れる体制を整えること。また、当該トラブル等に対しては受注者の責任において適切に対応するものとする。
- (4) 受注者は、本業務の終了前においても、発注者の求めがあったときは、適宜収集資料及び成果品の原案を提出すること。
- (5) 受注者は、データ及び資料等を使用する際には、その出典及び権利帰属先等について十分に確認した上で使用するものとし、その出典を明示すること。データの加工及び図表の作成を行う際、発注者に対して、加工方法及び保存形式を事前に相談した上で実施すること。受注者がデータ及び資料等を使用した結果生じた第三者との紛争については、受注者が一切の責任を負う。
- (6) 受注者は、本業務の実施に伴い、必要な関係機関等への各種申請を行うこと。
- (7) 受注者は、本業務の実施に際し、発注者の指示がない限り、受注者の商品等のブランド表示にマスキング等を施さなければならない。また、受注者または大会パートナー以外の第三者の製品またはサービスの提供を受けて業務を提供する際には、法的に可能な限り、マスキングその他の方法により、当該第三者の製品またはサービスのブランドが分からない形で供給を受けなければならない。
- (8) 受注者は本業務の遂行にあたって、日本の関係法令を遵守すること。
- (9) 受注者は、本業務で発生する著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を発注者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受注者の責任において処理すること。
- (10) 受注者は、本業務の遂行にあたって、直接または間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、または第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。
- (11) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者、受注者が協議の上、解決することとする。
- (12) この仕様書に定めのない事項については必要に応じて発注者、受注者が協議して決めるものとする。協議の結果、発注者・受注者間にて意見を異にするときは、発注者の指示に従うものとする。
- (13) 受注者は本契約の履行に際し、発注者が別に定める「持続可能性に配慮した調達コード」の内容を理解し、これを遵守することとする。